競争参加資格停止措置について

1. 競争参加資格停止措置業者名及び住所並びに措置期間、措置対象地域

三井住友建設(株) 東京都中央区佃2-1-6

令和4年7月7日~令和4年7月20日(2週)

地域4 (新潟支社が所掌する区域)

において東日本高速道路株式会社の機関の所掌に係る工事等の発注

(株) 植木組 新潟県柏崎市駅前1-5-45

令和4年7月7日~令和4年7月20日(2週)

地域4 (新潟支社が所掌する区域)

において東日本高速道路株式会社の機関の所掌に係る工事等の発注

(株) 国土 新潟県新潟市西区善久1068-1

令和4年7月7日~令和4年7月20日(2週)

地域4 (新潟支社が所掌する区域)

において東日本高速道路株式会社の機関の所掌に係る工事等の発注

2. 事実概要

有資格業者である三井住友建設(株)、(株)植木組及び(株)国土は、令和4年6月14日、新潟支社発注の「関越自動車道 中之島橋床版取替工事」において、床版剥離架台解体作業中、不安定な地覆上に仮置きしていた床版架台が転倒し作業員の足に落下、負傷させるという安全管理措置の不適切による工事関係者事故を発生させた。

3. 競争参加資格停止措置理由

上記(2. 事実概要)のことは、「競争参加資格停止等事務処理要領(平成18年8月7日東高契第269号)」別表第1第7号に該当する。

競争参加資格停止等事務処理要領 別表第1

措置要件	地域及び期間
措置が不適切であったため、工事等関係者に死亡者又は負	発生地域について当該認 定をした日から2週間以 上4月以内

○問い合わせ: 東日本高速道路株式会社 総務・経理本部 経理財務部 調達企画課